

## 北海道室蘭東翔高等学校の部活動に係る活動方針

### 1 基本的な考え方

- 生徒の自主性・自発性を尊重し、スポーツや文化に親しませるとともに、その活動を通じて、自主性や責任感、連帯感などの涵養、学習意欲や自己肯定感、対人関係能力などの向上に資するよう配慮する。
- 生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮するとともに、教師の部活動指導における負担を考慮し、休養日や活動時間を設定する。

### 2 設置する部局活動（全ての部局活動は複数の顧問を配置している。）

- 〔運動系〕 野球部・陸上競技部・サッカー部・バスケットボール部・バレーボール部・バドミントン部・ソフトテニス部・テニス部・卓球部・空手道部・弓道部
- 〔文化系〕 美術部・茶道部・書道部・パソコン部・軽音楽部
- 〔外 局〕 吹奏楽局・図書局・放送局・新聞局

### 3 休養日及び活動時間

- 「道立学校に係る部活動の方針」に基づくものとし、休養日については週2日以上活動時間は平日長くとも2時間程度、休日長くとも3時間程度、週当たり11時間程度の範囲を基本とする。
- 複数の顧問を配置するなど「北海道教育委員会が定める要件」に当てはまる部活動では、次に示す休養日の下限と活動時間の上限の範囲で、休養日や活動時間を弾力的に設定できるものとし、今年度は、野球部・陸上競技部・サッカー部・ソフトテニス部・卓球部・バスケットボール部・バレーボール部・バドミントン部・弓道部・空手道部・美術部・軽音楽部・吹奏楽局に適用する。ただし、その場合であっても、顧問である教員の部活動に関わらない日を週2日以上設けるものとする。

#### 〔休養日の下限〕

学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日を休養日とし、年間73日以上を休養日とする。

#### 〔休養日・活動時間の上限〕

休養日は週1日以上プラス月1回以上、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休日は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

### 4 その他

- 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出すること。
- 部活動顧問は、活動全般及び大会出場に要する経費を徴収する場合は、本校「部活動会計事務取扱規程」に基づき適正に処理すること。
- 部活動の充実や体制の整備などについては、「道立学校に係る部活動の方針」に基づき取り組む。
- 部活動に係る相談等の窓口は教頭とする。